

## 2018年度事業報告

はじめに

会長になって2年が過ぎた。繰り返し述べてきたことだが、2018年度は、司法書士を取り巻く社会環境の変化が劇的に加速していることを感じる年でもあった。この行政手続きの完全電子化推進政策の中で、司法書士は、どのように市民に寄り添って、法的サービスを提供するかが課題であったが、さらに急務となっている。

2018年度は、不動産オンライン資格者代理人方式(以下「資格者代理人方式」という。)が始まる予定であり、会員に情報提供しながら、的確に対応すべき年になると考えていた。ところが、司法書士界内から問題提起がなされ、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)と法務省との協議が今も継続されている。資格者代理人方式について、不確定な部分もあって、研修会開催のタイミングを計っていたところ、2018年度末の3月に、ようやく資格者代理人方式についての研修会が2回開催され(1回は兵庫県司法書士政治連盟が主催) 資格者代理人方式がどうあるべきかについて、会員の理解を深める機会をもつことができた。引き続き、会員への情報提供に努める所存である。

2018年、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行された(一部未施行部分あり)。同法第40条に基づく相続人調査業務を、兵庫県公共嘱託登記司法書士協会が受託した。この作業を、司法書士が受託し成し遂げることは、今後の司法書士制度のためとも言える。そして、司法書士の得意分野でもある。多くの会員の協力を得られたことにこの場を借りて感謝すると共に、なお一層のご協力をお願いしたい。

事務局については、新たに労務管理等をテーマとする職員研修会を開催した。また、執行部が午後に事務局に常駐する体制をとり、さらに事務局職員との意見交換等を行って協力体制の整備、より良い職務環境の構築に努めた。

その他各部の活動について、特に新たな事業を中心に総論的に触れてみたい。なお、詳しくは、各部の事業報告をご参照いただきたい。

兵庫県司法書士会館も建築後23年が経過した。設備の耐用年数及び事業計画に基づき、外壁補強等を含む大規模な改修作業を行った。複数の業者の共同作業となるため、総務部において各業者と打合せの上、詳細な日程表等を策定して実施した。休日のみでは足りず、事務局閉鎖日を設ける等、会員にはご迷惑をお掛けした点もあったが、概ね順調に進めることができた。また、総務部業務課、注意勧告小理事会、量定意見小理事会等で対応する会員への執務に対する問合せ等については、減少傾向にあった。さらに、減少することを切に望んでいる。

企画研究部の財産管理業務対策委員会の中に、新たに民事信託ワーキングチームを立ち上げた。司法書士としての民事信託の活用について、適正な情報収集を始めた。また、不動産登記検討委員会において、法制審議会の民法・不動産登記法部会(所有者不明土地解消のための民法・不動産登記法改正の検討)に対する意見の取り纏めを開始した。

相談事業部においては、女性相談者と女性司法書士をつなぐ電話相談「なのはな相談センターひょうご」を立ち上げた。また、広報部と協力して、兵庫県自由業団体連絡協議会が主催する「お悩みパーフェクト相談会」の幹事会を努めた。広報活動が奏功したこともあって、過去最高の相談者数を記録することができた。

社会事業部では、市民向けの法教育事業を引き続き行った。「親子法律教室」については、定員（地下ホールでの受入れ人数）を多数上回る応募があったことの反省を踏まえ、2018年度は、午前、午後の2部制とし、合計65組の参加申込に応えることができた。参加者の反応も概ね良好であり、やりがいのある事業と感じている。

成年後見制度利用促進については、成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部の利用促進対応委員が、各自治体、各社会福祉協議会等を直接訪問し、利用促進計画等の進捗状況の調査を行い、専門職としての協力・支援体制の構築を図っている。当会では成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部との連携を密にしながら、参加・協力する体制をとっている。

率直に言って、日々生じる課題に対し、どう適切に対応するかで手一杯だった気持ちが残っているが、日々、執行部で協議し、当会の各顧問の先生方のアドバイスを受けながらも、概ね適正に進めることができた。心から感謝申し上げる。

その結果、執行部一丸となって事業計画に沿った会務を適正に執行できたのではないかと思っている。

## 1. 総務部

### (1) 総務課

#### 会館修繕

修繕計画に基づき、外壁タイル修繕工事、防水工事等の大規模修繕工事及び事務局のカーペット張替え工事を行った。

#### 会則等の見直し

会則、紛議調停規則、業務報告書記載規程、会員証及び司法書士徽章に関する規程、補助者規程、会館管理規程及び会館管理運営要領の見直しを行った。

#### 事務局

事務局のカーペット張替え工事に合わせて、席配置の変更を行った。

給与体系の見直し、整理を検討した。

昼の休憩につき、2交代制での休憩を導入し、労働環境の改善を図った。

### (2) 業務課

会員への執務に対する問合せ等につき、電話対応を行うとともに、副会長をトップとする小グループを5つ置き、必要に応じて、各グループで対象となっている会員等と連絡を取り、初期対応を行った。

なお、2018年12月までは平日13時から17時まで、2019年1月からは月・水・金曜日の週3回は13時から17時までの対応とし、火・木曜日の週2回は事務局による対応としている。

法務局からの調査委嘱事案等につき、できる限りスムーズな対応ができるよう、神戸地方法務局総務課と緊密な連絡を行いながら、関連する委員会とも連携を図った。

### (3) 非司法書士対策委員会

神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査（いわゆる

る非司調査)の委嘱があり、企画研究部商事法検討委員会委員及び神戸支部会員協力のもと、下記のとおり、神戸地方法務局にて法人登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。

なお、本件調査にあたり、調査結果が実効性のあるものとなるよう、調査票を改良した。

〔調査期間〕2018年11月19日から11月28日まで(うち7日間)

他土業の事務所のホームページに会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し、そのような記載があった事務所に対して照会状を送付し是正を求めた。

## 2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催時毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。

当会会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携して管理・更新等を行った。また、今後の経理事務業務の対応につき、顧問公認会計士、事務局と打ち合わせを行った。

## 3. 企画研究部

### (1) 常設委員会

#### 不動産登記検討委員会

ア オンライン申請利用促進のため、『オンラインによる代理人を異にする共同代理申請』について、実際の取引決済を想定したロールプレイ形式の公開研究会を実施した。

イ 神戸地方法務局との事務連絡会を開催し、オンライン申請促進に関する協議やその他意見交換等を行い、会員向けに情報発信を実施した。

ウ 新たな不動産登記制度の提案のため、相続登記未了による所有者不明問題についての研究や所有者の所在の把握が難しい土地の取扱い等に関する実務対応の研究を行った。

エ 会員から寄せられる日常業務の疑問点等について検討した。

#### 商事法検討委員会

司法書士の商業登記(会社法を含む)及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を行った。

ア 司法書士と会社及び各種法人との関わりの検討

司法書士が、会社への関わりのきっかけを掴めるようなツールとして、「企業法務事例集 ver.1~司法書士からのアプローチ編~」を作成し、会員に配布した。

イ 商業登記における困難事例等の検討

2018年3月から始まった、申請書への商号のフリガナの記載について、制度趣旨及び神戸地方法務局における運用について、会報により会員に周知した。

ウ その他

a 法施行規則第41条の2の規定による調査(いわゆる非司調査)に委員を派遣した。

b 支部からの講師派遣依頼に対応した。

- c 休眠会社の整理作業に合わせて法務局に配置するチラシ案を企画し、広報部にチラシを作成いただき法務局に設置した。

#### 裁判事務推進委員会

##### ア 簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討

簡裁訴訟代理関係業務の受託推進のため公開研究会「秘伝！裁判手続きを上手に利用する方法」を開催した。

##### イ 裁判提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討

訴状等裁判書類への書類作成者である司法書士の記名押印を徹底するための訴状等のモデルを作成した。

##### ウ その他

- a 神戸簡易裁判所と民事事件手続きに関する懇談会を実施した。
- b 消費生活センターと最近の消費者被害について情報交換を行った。
- c 少額事件に対する報酬助成制度に関する規程の見直しを行った。
- d 会報に「裁判事務推進員会だより」を投稿した。
- e 民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

## (2) 特命委員会

#### 財産管理業務対策委員会

##### ア 遺産承継業務WT

###### a 研修会の実施、研修会への講師派遣

支部からの講師派遣依頼に対応した。

研修部と連携して、2019年2月23日に、「遺産承継業務と非弁行為」と題した中央研修会を実施した。(一般社団法人滋賀県財産管理承継センター・滋賀県司法書士会の木曾雄高先生の担当分と、当委員会の委員の担当分の2部構成で実施)

###### b 他会との意見交換、情報収集

2018年11月16日に、委員2名を静岡県浜松市の司法書士法人中央合同事務所に派遣し、静岡県司法書士会が提唱する遺産承継業務の「静岡モデル」について情報を収集し、遺産承継業務についての意見交換を行った。

2018年11月23日に、広島司法書士会館で開催された「第3回全国遺産承継業務担当者会議(当会を含め25単位会及び日本司法書士会連合会理事が参加)」に委員2名を派遣し、遺産承継業務についての課題等の意見交換を行った。

###### c 遺産承継業務に関するアンケートの実施

2017年度に実施した会員の遺産承継業務に関する取り組みについて、実態調査アンケートを継続して実施した。

##### イ 民事信託WT

- a 2019年1月26日に大阪司法書士会館で行われた民事信託支援業務推進に関するブロック会別担当者会議に委員を派遣し、また、外部の研修へも委員を派遣し、情報収集を行った。

- b 民事信託に関する業務の司法書士業務としての位置付けについての研究を行った。

#### 民法改正対策委員会

- ア 「民法（債権関係）の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について情報収集を行った。
- イ 「民法（債権関係）の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について、会員に対する情報提供の方法等について検討した。
- ウ 2018年11月3日、研修部と連携して、司法書士福永修先生（日本司法書士会連合会民事法改正対策部委員・福岡県司法書士会）を講師として招き、「附則から見る改正債権法と実務」をテーマとする研修会を企画した。
- エ 2019年1月19日、日本司法書士会連合会主催の「相続法改正と司法書士実務」をテーマとする研修会へ委員を派遣し、情報収集を行った。

#### 4. 研修部

##### (1) 会員研修委員会

2018年度の会員研修は、土曜日に3～4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を12回、実務研修会を13回、開催した。内容については、民法改正（債権法・相続法）に関するものを中心とし、近年、会員の関心が高まっている民事信託等、実務に直結するものまで、さまざまな分野のものとなった。

他部門との連携については、企画研究部・社会事業部・相談事業部・兵庫県公共嘱託登記司法書士協会・成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部・兵庫県青年司法書士会と共催で研修会を開催し、うまく連携することが出来た。また、当会の他部会が行う公開研究会・勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行い、会員に研修単位取得の機会を多く提供した。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の会員や研修当日の参加が都合により困難だった会員を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実を図った。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。支部研修委員長の皆様に、御礼を申し上げます。

当会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、2018年度から本格施行となった日本司法書士会連合会の新入会員研修プログラムを実施し、入会后5年未満の会員を対象としたeラーニングと事前課題及びスクーリング（ディスカッション）の組み合わせで行う研修会を、不動産・商業・裁判の各分野で1回ずつ行った。

年次制研修は、神戸（3回）、淡路、姫路、但馬、たんばの5会場で開催した。神戸以外の会場での開催にあたり、地元支部の皆様には多大な協力をいただいたので、この場を借りて御礼を申し上げます。

研修の同時配信については、当会で行われる実務研修会の機会を利用して、阪神会場に

て同時配信を行った。参加された地元会員からは、概ね好評であった。

最後に、研修単位取得達成率向上の対応として、2019年3月に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば、幸いである。

## (2) 新人研修委員会

例年通り、合格証書伝達式後、法務局において新人研修に関するガイダンスを行った。集合研修を2018年12月2日、2019年3月9日・23日の3回実施し、受講生が課題に取り組みやすいように日程を調整した。また、配属研修を2019年1月中旬以降から、指導員を引き受けていただいた会員の事務所において実施した。配属研修については、第1回集合研修内で配属研修ガイダンスを行い、また、募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行うのに、新人研修委員会の委員等に相談できるように工夫した。

第1回集合研修は、午前の部では、組織の説明及び受講者が自己紹介を行った。午後の部では、倫理・綱紀案件・司賠償の講義を行い、これらを踏まえて、少人数(5~6名)でのグループディスカッションを実施した。

第2回集合研修は、受講生が司法書士役となり、模擬立会を行った。新人研修委員が依頼者、不動産業者、金融機関、登記官等様々な役に扮し、受講生には準備から取引当日、登記申請書の作成と登記申請までを行ってもらうという内容のものである。2017年度を踏襲しながら、内容を改善して開催した。

第3回集合研修は、受講生が司法書士役となり、新人研修委員が相談者となって模擬相談を行った。事例の内容は、裁判・相続・会社設立・債務整理・成年後見の5つとした。我々の業務は相談を受けることから始まるものであり、模擬とはいえ相談内容に関しては、新人にとって注意してもらいたい点を盛り込んだ内容とした。それぞれの相談終了後に担当した新人研修委員から解説を行い、受講生にとって充実した研修となった。

配属研修に関しては、申込者全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。配属研修指導員をお引き受けいただいた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸しいただき深く感謝し、この場を借りて御礼を申し上げます。

## (3) 補助者研修

補助者研修は、2018年11月9日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理等を取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について解説を行った。

参加者からのアンケートによると、本職に課されている義務や倫理に触れていただくことにより、日常業務への取り組み方を見直す機会を提供することができたものと思われる。

## 5. 社会事業部

### (1) 地域密着事業

#### 法教育事業

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座及び職業人による講話）については、県下の高等学校・短期大学にあてて司法書士講師派遣の案内を発送し、地域住民を対象とした市民講座については会員各位や各支部のご協力を得て各位の幅広い人脈を活用した講座のPRを継続して行い、いずれについても申込に応じた講師派遣を行った。

2018年度の申込及び実施講座状況は、学校対象の消費者教育講座5校、同じく職業人による講話4校、市民対象の講座14講座であった。

その他、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

#### 人権擁護に関する事業

ア 生活困窮者の権利擁護活動として、「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づく助成金支給制度の運用を行った(2018年度実績1件)。

また、研修部と協力して、2018年11月26日に「生活保護」をテーマとする研修会の開催企画に関与し、講義終了後に前記助成規程の案内及び説明を行った。

さらに、相談事業部と協力して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場）において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。2018年12月31日から2019年1月6日のうち5日間であり、10件の相談に対応した。寒い中、ご参加いただきました12名の会員の皆様に御礼を申し上げたい。

イ 自死問題については、2018年12月22日に自死問題をテーマに中央研修会を開催し、2019年3月23日に神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会と共催し神戸自殺総合対策フォーラムを開催した。また前年度より継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていくことに注力した。

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めるとともに、従来の多重債務問題への支援対応にとどまらず、高齢者福祉を中心とした権利擁護の分野でも行政等と連携して自殺対策に対応していく必要性を確認することができた。

### (2) 社会的な問題等に対する当会の取り組みの外部発信、関係諸機関等との交流推進事業 外部発信事業

#### ア 一日司法書士体験事業

2016年度から新たに開始した高校生向を対象とした事業で、2018年度も引き続き、2018年8月3日に実施した。兵庫県教育委員会他からの後援を受けたうえで県内の高校へ案内文を発送し、結果、46名から申込があった。

午前中は司法書士の業務を講義形式で紹介し、その後、神戸地方裁判所に移動して裁判所担当者による裁判所の役割説明、裁判傍聴、裁判官との質疑応答。午後からは神戸地方法務局に移動して、法務局担当者による法務局の役割や業務の説明、各登記の流れ

等の講義と登記事項証明書の取得体験等を行った。司法書士という職業や登記制度、裁判制度について、より身近に感じてもらえる事業となった。

#### イ 親子法律教室事業

こちらも2016年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業で、2018年度も引き続き、2019年3月10日に実施した。

明石、芦屋、西宮、尼崎、宝塚の各市教育委員会他からの後援を受けたうえでそれぞれの小学校へ案内文を発送したところ65組の申込があった。大好評につき、本年度から午前、午後の2部開催とした。

紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」を使用し、法とはなにか決まりとはなにかを考え、またそれを解釈することを、親子で体験してもらった。そして、自分の考えを表現し、他者との違いがあることを学び、多様な価値観を実感できた事業となった。

#### 交流推進事業

#### ア 大学との学術交流

##### a 甲南大学

2007年度より、甲南大学との学術交流事業の一環として司法書士による講義が始まり、2018年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、毎週水曜日4限(90分間)、リレー形式で講義を行った。(来年度も継続して実施予定。)

「2年次演習(選択演習)」という名称になっており、法学部2年生以上を講義対象として、憲民刑等の必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目である。全講義終了後、各担当講師が作問した後期試験を実施、試験の点数と出席数とを総合して成績評価を行っている。

一つの講義で複数の専門家から実務面の話も聴けるため、普段の授業とは一味違うと好評を得ている。なお、本年度の履修者数は29名であった。

##### b 神戸学院大学

2001年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、2018年度も当会の会員7名が客員教授として、神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて毎週金曜日に90分間の講義を行った。全講義終了後、レポート課題を提出させ、レポートの点数及び出席数をもとにS・A～Dの評価をつけている。本年度の履修者は前期2名、後期65名であった。

##### c 兵庫県立森林大学

2017年4月開講の新設大学で、教養講座の法学についての講師派遣依頼があり、この要望に応えることとした。西播支部の高原常任理事に講師団のとりまとめになっていただき、大学側との調整を進めた。2019年1月8日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を7名の司法書士で担当し、2019年2月12日に講座を終了した。内容は、法学全般ということであるが、当会は民法を中心に、憲法、消費者関係、紛争解決等々の講義を行った。



## 6. 会員事業部

### (1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、会に関する情報を提供するとともに専門的分野の原稿についても実施した。

### (2) 親睦事業

神戸港が開港150年を迎えたことに思いを致し、2018年12月2日、神戸ポートピアホテルにおいて、親睦会「『GOGOUCU』～五国のめぐみ～神戸の街並みや海・山を望みながら、兵庫五国の特産物を味わう」を開催し、家族や補助者を含め60名の参加があった。

## 7. 相談事業部

### (1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として、合計26箇所の会場において無料相談会を開催した。

市役所等への相談員派遣事業として、合計6箇所の常設相談会及び臨時相談会（法務局休日相談、一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。

兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による合同無料相談会「お悩みパーフェクト相談会」について、2018年度は幹事会を担当した。広報が成功し、多数の相談者が来場した。

2018年10月15日、女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」を新規開設した。

講師に北村拓也弁護士を招き、相談員のための消費者問題勉強会を開催した。

社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。

会館において、日本司法支援センターから回付される日司連電話相談センターの担当を週3コマ受け持ち、全国からの相談に対応した。また、県下各地からの司法書士総合相談センターへの予約受付等の電話に対応した。

### (2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンで開催された相談会に相談員を派遣した。

## 8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

### (1) 広報（PR）

広報（メディアリレーションズ）

司法書士会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らしめるため、ニュースリリースを作成し、マスメディア各社に発信した。また、マスメディア関係者との相互理解と信頼関係構築のため、懇談会を開催した。

ホームページ

雑感（コラム）に記事を寄せ、トピックスで相談会等のお知らせ記事を掲載した。

また、コンテンツの情報更新を随時行った。会員検索の表示において、研修単位取得状況を表示させた。タブレット端末による閲覧に対応するため、ホームページのリニューアルを行った。フェイスブックページにおいて、開催事業の記事を随時投稿した。

## (2) 広告

### テレビCM

近畿司法書士会連合会と連携して、当会のクレジットで2019年2月にABC朝日放送のテレビでスポットCMを放映した。

### 新聞広告

神戸新聞朝刊テレビ面に、毎日、特殊雑報広告を掲載した。

また、神戸新聞の特殊雑報広告掲載により利用できる同紙のパブリシティー枠(毎月同一原稿2回掲載)を利用し、記事を掲載した。

### 県民だよりひょうご

県民だよりひょうご2月号に「相続登記はお済みですか月間」に合わせた広告を実施した。

## (3) その他

### 相続登記の促進に関する広報活動

法定相続情報証明制度促進のためのリーフレットを適宜配布した。また、相続登記促進のためのリーフレットの制作を進めた。

### 広報グッズ等

当会の事業と司法書士制度を紹介するリーフレットの改訂作業を進めた。休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて「役員変更登記はお済みですか」ポスター、チラシを作成し、配布した。自治体職員向け空き家対策研修会案内チラシを作成し、配布した。「法人登記はお済みですか」ポスター、チラシを作成した。

総合相談センターの案内チラシを適宜増刷し、配布した。その他当会で作成したチラシ、リーフレット、クリアファイル等は、当会事業で配布するとともに支部で実施するセミナー、講演会へ提供した。

### 他部署かかわる広報活動等

当会が幹事会となった兵庫県自由業団体連絡協議会主催の「お悩みパーフェクト相談会」実施にあたり、広報活動を行った。その他、社会事業部や相談事業部、空き家空地等対策委員会、東日本大震災災害対策部の事業、成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部や兵庫県青年司法書士会との共催事業において、ニュースリリース配信の手配等、広報活動において協力、バックアップを行った。

当会執行部、広報部及び成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部執行部対象のリスク・クライシスコミュニケーション研修会を開催した。

### 広報に関する公開研究会

広報に関する知識情報を当会会員の業務に活かしていただくべく、広報に関する公開研究会を開催した。

## 9 . 調停センター「ぼると」

調停案件については、利用相談が4件あった。そのうち、調停申込が1件あり、調停を実施した。

### (1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者の増員を図るための研修、並びに実際に調停した事案について、事例検討会を実施した。

### (2) 広報事業

わかりやすいホームページにするため改定案を検討した。

比較的経験年数の浅い会員向けに、「調停センターぼると」の広報を実施した。

### (3) 運営事業・総務

調停案件の件数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、日本司法書士会連合会や近畿司法書士会連合会のADR担当者会議に出席し、他会の実情について聞き取りを行った。

「調停センターぼると」のイメージキャラクターである「ポルルン」の文字と図形について、商標登録(指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分:第35類・第41類・第45類)を行った。

## 10 . 東日本大震災災害対策部会

東日本大震災の復興支援及びこれに伴う福島第一原発事故に伴う避難者支援活動の一環として、2019年1月19日に、『多発する災害～生かすべき教訓と住宅問題～シンポジウム』を開催した。今回で6回目の開催を迎えたシンポジウムを通じ、近畿圏内への避難者支援に取り組む支援団体との連携を維持するとともに、時の経過とともに状況が変化する大規模災害の復興過程において、特に住宅に関する問題に焦点をあて、防災と緊急時対応、復旧復興における支援の重要性について考察を深め、会員及び外部への情報発信を行った。

また、2018年10月14日には、和歌山県田辺市の和歌山県立情報交流センターにおいて、近畿司法書士会連合会・和歌山県司法書士会により開催された「市民公開講座」に5名の部員を派遣した。

そのほか、専門相談員として、2019年1月20日に芦屋市内で開催されたチームおせっかいひょうご交流会、2019年2月2日に同じく芦屋市内にて開催された避難サポートひょうご主催の広域避難者との交流会に参加した。

## 11 . 緊急災害対策委員会

近畿司法書士会連合会として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議及び研究会等に本委員会委員が継続的に参加した。

また2018年度は、「近畿災害対策まちづくり支援機構」により編纂された書籍である「防災・減災・復旧Q&A」の発刊に関し、本委員会委員が共同執筆者として参画した。

さらに同書籍の発刊を受け、2019年3月、大阪市内にて開催された記念講演会に本委員会委員が参加した。

## 12. 空き家空地等対策委員会

空き家空地対策に取り組む自治体への支援として、複数の自治体に空き家対策協議会（名称は各自治体で異なる）委員の推薦を行うとともに、各自治体の空き家関係部署に対応した支部窓口担当者の配置を行った。

2018年11月14日に、自治体に向け「空き家・所有者不明土地等の問題についての実務」についての研修会を開催した。

市民への啓発、積極支援として、「ひょうご空き家対策フォーラム」（不動産流通2団体と当会を含む専門士業5団体構成）が、国土交通省に採択されたモデル事業として、2019年1月に兵庫県下4箇所にて行った拡大相談会に相談員を派遣した。

空き家空地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換として、各支部から多数の委員を選任いただき情報の共有を図った。

また、当会との協定に基づく自治体からの業務受託につき、自治体のある各支部と連携して受託対応を行った。